

第 10 号

熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年6月8日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税条例の一部を改正する条例

第1条 熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第28条中「によって」を「により」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第64条の3第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

附則第8条の9第2項中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第20条 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（次項において「入場料金等払戻請求権」という。）の全部又は一部の放棄（次項において「払戻請求権放棄」という。）を同条第1項に規定する指定期間（次項において「指定期間」という。）内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に放棄払戻請求権相当額の法第37条の2第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、県民税に関する規定を適用する。

2 前項に規定する放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（法第37条の2第1項各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が20万円を超える場合には、20万円）をいう。

（新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例）

第21条 第59条第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第61条第1項に規定する耐震改修に係る契約を施行令附則第38条に規定する日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定

する新型コロナウイルス感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき省令附則第28条第1項に規定するところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までにその者の居住の用に供したとき(当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)は、第61条第1項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第60条第1項及び第61条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第60条第1項	1年6月以内、同項第2号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修(次条第1項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。)の日後6月以内の日まで、前条第3項第2号
	から6月以内	から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後6月以内の日まで
第61条第2項	6月以内	同項の耐震改修の日後6月以内の日まで

第2条 熊本県税条例の一部を次のように改正する。

第26条第5項中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。

第31条の2第1項中「第48条」を「第739条の5」に、「あわせて行なう」を「併せて行う」に改め、同条第2項中「によって行なう」を「により行う」に、「を行なう」を「を行う」に改める。

第37条第2項第2号中「又は同条第3項の規定により納付する法人」を削り、「これらの法人の同条第2項に規定する連結事業年度開始の日から6月」を「当該法人の同項」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改め、同条第6項を削る。

第38条中「第4項、第19項及び第22項」を「第31項及び第34項」に、「同条第46項」を「同条第55項」に改める。

第38条の2第2項を削る。

第43条第1項第3号中「(その終了の日を法第72条の13第10項に規定する連結親法人事業年度の終了の日と同じくする事業年度に限る。以下この号において同じ。)」を削り、同号ア中「当該連結親法人」を「当該法人又は当該法人との間に通算完全支配関係(法第72条の13第7項に規定する通算完全支配関係をいう。イにおいて同じ。)」がある通算法人(法第72条の25第4項に規定する通算法人をいう。イにおいて同じ。)」に、「当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の」を「当該」に、「各連結事業年度」を「各事業年度」に改め、同号イ中「との間に連結完全支配関係がある連結法人」を「又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人」に、「連結親法人の当該各連結事業年度の決算」を「各事業年度の決算」に、「当該連結法人」を「当該法人又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人」に、「当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額」を「法人税法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額又は欠損金額及び法人税の額」に改め、同項第4号中「当該法人の当該事業年度の開始の日から6月を経過した日」を「同項に規定する6月経過日」に改める。

第45条の2第2項を削る。

第64条の3第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第14条中「又は各連結事業年度」を削る。

附則第15条第1項中「又は個別帰属法人税額」及び「又は各連結事業年度」を削り、同条第2項中「又は第3号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に掲げる」を「に定める」に改め、同条第3項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第4項中「又は連結事業年度」及び「又は当該連結事業年度」を削る。

附則第16条中「又は個別帰属法人税額」、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削る。

附則第19条第3項中「第2項第4号」を「第2項(第3号に係る部分に限る。)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中附則第8条の9第2項の改正規定及び附則に2条を加える改正規定(附則第21条に係る部分に限る。) 公布の日

(2) 第1条中第64条の3第2項にただし書を加える改正規定及び附則第8項の規定

令和2年10月1日

(3) 第1条中第28条の改正規定及び附則に2条を加える改正規定（附則第21条に係る部分を除く。）並びに次項及び附則第3項の規定 令和3年1月1日

(4) 第2条中第64条の3第2項ただし書の改正規定及び附則第9項の規定 令和3年10月1日

(5) 第2条中第31条の2の改正規定 令和6年1月1日

(6) 第2条中第26条第5項の改正規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の熊本県税条例第28条の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和2年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（以下「入場料金等払戻請求権」という。）の行使を令和2年2月1日から地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第161号）附則第2条第1項に規定する日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して同条第2項に規定する期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を同法第5条第1項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、第1条の規定による改正後の熊本県税条例附則第20条の規定を適用することができる。
- 4 第2条の規定（附則第1項第4号から第6号までに掲げる改正規定を除く。）による改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「所得税法等改正法」という。）第3条の規定（所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。
- 5 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始し

た事業年度を含む。)分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度(旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の県民税については、第2条の規定(附則第1項第4号から第6号までに掲げる改正規定を除く。)による改正前の熊本県税条例(以下「旧条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

- 6 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。)に係る法人の事業税について適用する。
- 7 施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。)に係る法人の事業税については、旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。
- 8 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。
- 9 附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。